

総務課長
人事課長
職員課長
公営企業管理者
殿

一般社団法人 日本経営協会
理事長 平井 充則

NOMA行政管理講座開催(ご案内)

地方自治体における賠償責任と事故防止策

＜平成30年10月4日(木)・10月5日(金)＞

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本会の事業活動には、平素より格別なご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

自治体職員自身が関わった事故も含め、自治体が損害賠償責任を負う訴訟が増加する一方で、自治体職員が地方公務員としての事故に関する知識・心構えを熟知・徹底しなければなりません。

そこで今回は、自治体における様々な事故に関する賠償についての基本的知識のみならず、実践的な対策・リスクマネジメントの基本として適切な対策を立てるための標記講座を開催いたします。

公務ご多忙の折りとは存じますが、この機会に関係各位多数のご参加をおすすめ申し上げます。

敬 具

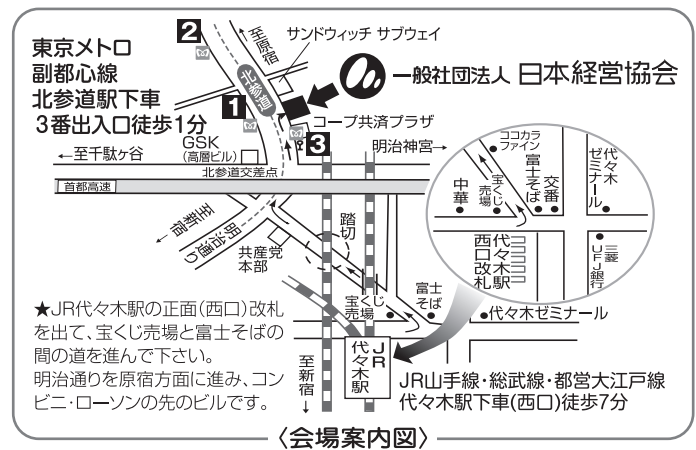
記

日 時：平成30年10月4日(木) 13:00～17:00
10月5日(金) 10:00～16:00
(12:30から受付)

講 師：吉峯総合法律事務所 弁護士
大井 倫太郎氏

会 場：NOMA ホール(日本経営協会内専用教室)
(東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-11-8)

受講料：会員(1名) 29,000円
(参加料) 消費税 2,320円 } 31,320円
一般(1名) 32,000円
消費税 2,560円 } 34,560円



申込方法：①FAXまたは郵送申込…裏面申込書に必要事項をご記入の上、下記へお送り下さい。
②Web申込…本会ホームページ上の「セミナーお申込ボタン」を押し、必要事項をご入力下さい。
・受付次第、参加券および請求書をご連絡担当者宛にお送りいたします。
・開催3営業日前までに参加券が届かない場合は、お手数ですがご連絡下さい。
・お申込みは開催日の3営業日前までお願いいたします。
・本講座は、定員になり次第締め切らせていただきます。

入金方法：参加料は、請求書にもとづき銀行振込にてお納め下さい。領収書は「振込金受領書」をもってかえさせていただきますのでご了承下さい。

キャンセル：お申し込み後、キャンセルされる場合は必ず事前(3営業日前まで)にご連絡下さい。
開催日の3営業日前～前日のキャンセルは受講料の30%、開催当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。
なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承下さい。

その他：参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

お申込み
お問合せ先 一般社団法人 日本経営協会
(お電話でのお問合せは月曜日～金曜日の9:15～17:15にお願いします)

東京本部 公務研修グループ
〒151-8538 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8
TEL(03)3403-1891(直) FAX(03)3403-1130
URL <http://www.noma.or.jp>

▶プログラム◀

I. 公務員の不法行為による賠償責任について

～国賠法1条～

1. 責任主体

Q1 自治体における事故責任は誰が負担するか?

2. 公権力の行使

Q2 国賠法1条で賠償される事故にはどのようなものがあるか?

3. 公務員

Q3 国賠法1条にいう「公務員」とは、国家公務員、地方公務員に限られるか?

4. 職務行為

Q4 国賠法1条にいう「職務を行うについて」とはどういう意味か?

5. 違法性

Q5 「公権力の行使」が違法とされるのはどのような場合か?

6. 故意・過失

Q6 国賠法1条にいう「故意・過失」とはどういう場合をいうか?

7. 因果関係

Q7 「因果関係」はどのような基準で判断されるか?

8. 損害

Q8 国賠法に基づいて賠償される損害にはどのようなものがあるか?

(1)損害の意義・種類

(2)損害賠償の範囲について～民法416条～

(3)財産的損害算定

・逸失利益とは

(a) 生命侵害の場合

(b) 所有権侵害の場合

(c) 身体障害の場合

(4)精神的損害算定について

9. 過失相殺～民法722条～

Q9 被害者側に落ち度がある場合には損害額を減額してもらえるか?

10. 消滅時効

Q10 国賠法に基づく賠償請求の消滅時効は何年か?

11. 民法の不法行為と国賠法の違い

Q11 国賠法と民法の不法行為法とで違いはあるか?

II. 営造物の設置管理の瑕疵による賠償責任について

～国賠法2条～

1. 国賠法2条の概要

Q12 営造物責任とは何か?

2. 公の営造物

Q13 「公の営造物」にはどのようなものが含まれるか?

3. 設置・管理上の瑕疵

Q14 「設置又は管理に瑕疵があった」場合とはどのような場合を言うか?

III. 類型別裁判例の動向と検討

1. 道路に関する事故

(1)穴ぼこ・段差

(2)路肩

(3)側溝

(4)橋・トンネル等

(5)消火栓・水道栓・マンホール

(6)信号機・道路標識等交通施設

(7)道路工事

(8)落石、崩土、集中豪雨等

2. 河川に関する事故

3. 警察・消防関連事故

4. 自動車関連事故

5. 学校関連事故

6. 医療関連事故

7. その他の事故

IV. 自治体事故防止策・事故後の対応と危機管理等

講師紹介

大井 倫太郎氏

2002年弁護士登録。東京弁護士会所属。一橋大学法学部卒。吉峯総合法律事務所。会社法、株主

総会指導、M&A、著作権、人事・労務管理、医療過誤、建築紛争、教育法、刑事法、少年法、公職選挙法などの問題に取り組む。

講座申込み：FAX (03) 3403-1130

60011406 『自治体における賠償責任と事故防止策』参加申込書

30.10/4～5

※NOMA記入

会員 一般(該当欄にレ印)

役所名		電話	()	内線	<ご連絡担当者>
		FAX	()		
所在地	〒				所属
フリガナ		フリガナ		経験	フリガナ
参加者氏名	所属部課	役職名		年数	氏名
				ヶ月	
フリガナ		フリガナ		経験	メールアドレス
参加者氏名	所属部課	役職名		年数	
				ヶ月	<通信欄>
フリガナ		フリガナ		経験	
参加者氏名	所属部課	役職名		年数	
				ヶ月	

申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券・請求書の発送および参加者名簿の作成などの事務処理 ②本会主催のセミナー、展示会、通信教育などのご案内

②がご不要の場合は□にチェックしてください。—— □不要

(経験年数は、現在の部課での年数をご記入ください)